

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第36号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一部負担金の免除、減額又は徴収猶予) 第10条 <省略> 2から4まで <省略> 5 一部負担金の免除等の期間は次の各号のとおりとする。 (1) <省略> (2) 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請の日から6月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る一部負担金の支払いについては、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> を限度とする。 6から9まで <省略>	(一部負担金の免除、減額又は徴収猶予) 第10条 <省略> 2から4まで <省略> 5 一部負担金の免除等の期間は次の各号のとおりとする。 (1) <省略> (2) 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請の日から6月を限度とする。 6から9まで <省略>

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。